

(第六類第一號)

第九十一回 帝國議會衆議院 皇室典範案委員會

付託議案審査終了ノモヲ除ク  
皇室經濟法案(政府提出)第三號  
昭和二十一年十二月十七日(火曜日)午  
前十時三十五分開議

りたいと思います、第四條の第一項には「内廷費は天皇並びに皇后云々その他他の皇族の日當の費用」と書いてございますが、第五條を見ますと「宫廷費は、内廷諸費以外の宫廷諸費に充てるものとし、宮内府で、これを經理する、かようになつておりますが、そういたしますと、この内廷費の中には皇室の御個人としての資格でお使いになつておる所の召使の給料というようなものは、第四條の内廷費にはいるわけですか

○金森國務大臣　内廷費宫廷費の分ければ、非常にはつきりした限界はございません、内廷費を考えるのは、大體個人的な意味のもの、宫廷費と申しますのは個人と公けとの兩面が合體しておりますようない意味のもの、かようには考えております、そこで宮中の極く内輪の御使用というものの経費は、内廷費から出るものと考えております

○小島委員　そうするとこの内廷費の使用方法の内容といふものは、一々報告する必要はないことになるわけです

○金森國務大臣　報告すると申しまするか、結局皇室經濟會議が内廷費に關しましても始終氣をつけておるわけでありますから、内廷費自身も決して祕密の扱いはしないということになりますけれども、しかし宫廷費のように嚴密には扱わない

○小島委員　次ぎにお伺いしたいのは、第六條でございますが、「皇族費は、皇族としての品位保持の資に充てるた

めに、年額により毎年支出するもの」ということになつておりますから、當然これは品位保持の必要のために支出するのでありますから一般の収入としては認めないわけでありますか、という意味は、要するに所得税とか、さういう税金の対象にはならないものと思いますが、さうでございますか。

○金森國務大臣 皇族費は品位維持のためのものでありまして、その考え方から所得税の客體になるかならないかということにつきましては、非常に困難な問題が絡つておりますために、まだ正確には解決はいたしておりません、恐らく品位保持という御趣旨を中心としておりますが故に、所得税の客體にならないのではないかと存じておりますけれども、今申しましたように、いろいろ考慮すべき點がありますので、はつきり解決しておられませんから、今後この税法の上においてそれをはつきり解決して間違いのないよにしたいと考えております。

○小島委員 第七條についてお伺いいたしますが、皇室といへども、皇位繼承という問題と家督相續という問題は別個の問題でありますから、皇室においても相続税を拂うという問題が起きて來ると思いますが、さういうことに解してよろしくございますか。

○金森國務大臣 次の通りになるかと考えております、たゞこの第七條の皇位と結びつけて承繼されるものの、つまり今仰せになりましたように、天皇の御財産は、私有的な、民法的な關係

續の客體になるということでは、とうて  
いこれを永く保存するということでも  
きないことになると思いますから、こ  
の點については政府も十分御注意を願  
いたいと思うのであります、なおこれ  
につきまして、由緒ある物と認定する  
のは、誰がするか、お伺いしたいので  
あります。

○金森國務大臣 こういう機微な問題  
でありますために、結局關係者の間に  
なお密接に相談をしてきめまするの  
で、はつきりどういう方法できめると  
いうことは今日考えてはおりません、  
今後皇室の財産に關します問題につい  
て、だん／＼具體化されて行きます時  
に、おのずから適當な方法を奏出した  
い、かように考えております

○小島密員 それは甚だおかしいので  
ありまして、こういう非常な機微な問  
題でありますからして、誰が認定する  
ということもきめておかなければ、後  
日問題が起きるのではないか、かよう  
に考えられるのであります、政府の  
方ではなくお考えになつております  
か、

○金森國務大臣 この點は實際まだ申  
しわけない次第であります、何を由  
緒ある物としてはつきりきめますかと  
いうことは、だいたいにおいてよくわ  
かつておりますけれども、實行の面に  
おきまして、今申しました古典型的なも  
のを保全するについての最も完全な道  
を選ぶというようなことも考慮に入れ  
て、相當考えて行かなければなりませ  
んので、結局皇室と政府との兩面にお

1000

きまして、よく具體的に話を進めて行くというようなことになつております。今の所はそこまで空き止めては行けませんけれども、場合によりましては政令等をもつてこれを確定するような取扱いになることもあります。

○小島委員 この點は注意深く取扱つていただきたいのでありますと、憲法におきましても、よほど個人的な皇室の財産でない限りは、全部國有財産になることになりますから、この點を憲法からいえば、ほとんど全部のものが國有財産になつてしまふのでありますから、將來これを法律で何かでできるならざりやうのは、必ずしも現在あるものに限らないのであります。そして、後日また非常に由緒ある物が出て来る、また獻上を受けるなるといふことも出て来るわけでありますから、これをきめるべき機關というものが、はつきりと皇室經濟法か何かにきめておく必要があるのでないか、私はかように考えておりますが、いかゞでござります。

までに明確に、皇室經濟法が豫定しておる第一條及びに第七條に規定してある所の財產の區別がはつきりするから、厖大な財產の區分けがそろはつきりするかどうか、これはやはり將來性のある審議委員會といふようなものになるのじやなかろうかと思うのです、所で只今金森さんは、その審議委員會、經濟委員會といふようなものは、第八條の規定した線に沿つてきめたいと思う、單に政府とか或は宮内府の役人ばかりではないのだ、こゝに衆議院及び參議院の議長、副議長といふものがはいつておりますが、やはりそうした意味を含んで仰しやつておられると思ひます、これには八人となつておりますが、そうした國有財產と皇室私有財產とはつきりわかつた後では、皇室經濟會議員八人でも運用できるかも知れませんけれども、今の過渡的な、厖大な財產を處理するにあたつては私は八人くらいの委員では足りないと思う、やはり相當數——たとえばこの委員會ででも三十人も四十人もおるわけであります、國民代表の相當數の議員を參與させなければ、非常に官僚的なものになつてしまふと考えるのでですが、國務大臣の御意見はいかどありますか

は、豫想するほどそろ大きい事柄は起つて來ないと思つております、それに對しまして極く地道に研究をして行きまする部面におきましてはだいたいこの第八條の線のよな行き方でほど完全な目的を達するのではないかと、現在の所では考へてゐる次第であります。○森(三)委員 只今御答辯を承りまして、だいたいわかつたのであります。が、いずれにいたしましても、この皇室財産の國有移管について、世間がそれによつて妙な疑惑を懷くことのないようになります。只今林森さんは、だいたい財産税でもつてなくなつてしまふと仰しやうのですが、それがどういう結果になるか知りませんが、どちらからいましても、國民にはつきりした内容を知らせる所の、明るい體制をもつて進んでいたどきたいことを希望いたします。次ぎにお尋ねいたしたいのは、新憲法の第八條の問題であります。新憲法の第八條は既に憲法審議の時にもう議論が済んでいるのではないかと言わわれればそれまでありますが、しかしこの皇室經濟法に關連をもちまして、當時の憲法審議の時と、また眞體的に今日この經濟法が提案されて、これを審議する上にあたりまして、われらの考え方も深みが加わつて、多少違つて参つてゐるのであります、たとえは皇室財産が國有になる、國有になつた後、さらに皇室の公用に供するものは公用財産として區別するというように、皇室經濟法が規定せられまして、非常に内容が深くなつて來たわけであります、それで私は、新憲法の第八條に「皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜與す

ることは、國會の議決に基かなければならぬ、「」といふ規定があるのであります。これがついてお尋ねいたしましたことは、原則として皇室財産は國有に歸屬する、そうするとこの第八條は、皇室に財産を譲り渡す、いふのは、その譲り渡すものは財産もあり、或は不動産もあるといふように考えられるのですが、そうすると、皇室財産と、またその財産が國民から、たゞえば財産を皇室に譲り渡すといふことが豫定されておるようですが、その點は矛盾がないかどうかといふこと、それから「若くは賜與すること」と云ふとあります。この賜與するといふのは、皇室から動産を賜與するといふようなことは考えられますが、不動産は國有になつてしまふのですから、賜與するといふようなことはあり得ないと考えられますし、またそれをさらに深く考えて見ますと、將來皇室に不動産を譲り渡して、その譲り渡された不動産をまた皇室からさらに譲り渡すといふようなことも考えられるのであります。が、その點いかのようなものでようか、その賜與するものは、たとえば皇室から國民に何らかの印しとして花瓶を下賜される或は煙草のケースを下賜されるといふようなことも考えられるとと思ひますし、しかしそういうことを一々國會の議決を求めるのではなかろうと思ひます、もつと大きな財産の變動を豫定したものと私は思うのですが、それらについて金森さんの御意見を伺いたいのです。

第八十八條との關係は、相當文字がいろいろな關係から節約されておりまするので、ちよつと御覽になりましておわかりになりにくいということは御尤もと考えております。この機會を利用いたしましてその關係を一つはつきりさせておきたいと存じまするが、だいたいこの憲法の考えは、皇室に關しまして世間の一部にもつておりまする疑惑を完全に取り除くということを財産關係の方ではつきりさせよう、こういう趣旨をもつておりますて、かつまた、今まで皇室が公の面と私の面とが一緒になつてしまつておりますて、内部の取扱いは多少區別はありますようけれども、世間でよく封建の姿とかなんとか申しまするが、天皇は何となさつても、それが公も私もなく、一つの關係において行われておるよう見受けられておつたのであります、それをこの憲法ははつきり區別をいたしまして天皇は國民の一人としてのほんとうの私生活をお營みになり、同時に國の象徴として公のことを御擔任になるというふうに、全く天皇のお働きを二つに分けてしまいました。そうして御一人としての私生活はこれは國民と同じような規律に従うものであります、公の面における働きは、これは全くそれとは違つて、國自身の仕事の一部になるのだ、こういうふうにはつきり分けました、そういたしますると、財産關係におきましても、御一人としてのお仕事は、つまりたとえば學問の御研究を遊ばせられるという面におきましての財産は、これは全くの私有財産である、こうはつきりきめました、しかしながら、政治の面におきまして、外國の使臣を引見されますが、その設備

「ということは、これは全く公の方面のものであります。公の關係の財産であります、こういうふうに區別けをしたわけであります、そこで第八條、八十八條におきまして、「すべての皇室財産」この皇室財産と申しますのは公の財産であります、これは文字から直接には出來ませんけれども、前後の關係からそういうふうに讀むといふ考え方によりまして、公の財産は全部國に移してしまう、こういうことになりますと、皇室に残りますものは全くの私有財産、言い換えますと、お眼鏡は誰の御所有物であるか、御研究に關する書物は國のものか皇室のものかと、いう見分けによつて極く狹い範圍において皇室財産が残ることになるわけであります、その境界線は、だいたい關係者の間におきましてはおよそその諒解をつけてありまするが、とにかくさようなく狭いものになるわけであります、そこで今度は憲法の第八條に戻つて参りまして、さような狹い範圍になりまする時に、なお皇室の御財産といふことについて國民が疑惑をもち、或は國民でなくとも世界からもこれに對する非難を向けられることがあるであらうかと申しますと、さようなことのない方がむしろ理論が正しいかと存じております、しかしこの憲法は一切の關係におきまして、そこに一點の疑惑の餘地なからしめる、ほんとうに皇室の御安泰を期するという趣旨から第八條が設けてありますのが故に、さよな私有財産の關係におきましても、外部から財産が皇室に流れ行く場合、及び皇室から皇室以外に財産が流れて行きまする場合は、國會の議決に基づかなければならぬというのであります、當

識からいえれば行き過ぎであるということが言えると思いますが、やはりこういう所は念に念を入れて正確を期するというので第八條ができたわけであります、そこで第八條を徹底的に言葉通りに運用いたしますると、今お話をなされましたように、五本の煙草をもし皇室から國民に賜與せられますと、やはり第八條によつて國會の議決を経なければならぬということになるわけがあります、しかしさうようなことは非常識でありますし、また國民の側におきましてよくいたしまするよう、非常に立派な農産物ができた、これを一つ皇室に獻納いたしたいといふ時に、國會にかけるといふことはまことに手續の上からいつても煩瑣であり、むしろ常識かと申しましても甚だ不自然なることと言はなければならぬ、そこで憲法の第八條は特にその點に留意をいたしまして、法律によるとは書きませんで、「國會の議決に基かなければならぬ」と、まあ煎じ詰めれば同じことになるかも知れませんが、いくらか餘裕のある言葉を設けまして、とにかく國會といふものの考え方を通さなければどういふことはできない、こういふになつたわけであります。そこで今日この皇室經濟法を設けまして、これが第八條の國會の議決といふことの一部分を構成するわけであります、できましたから、憲法の第八條はきわめて厳密にできておりますけれども、これの實際の運用の方法として今回の經濟法ができました、これによりまして極く輕微なものは一々國會の議にかける必要はない、やゝ重要なものは、一面國會の代表といふような趣旨を強く含んでおりまする所の皇室經濟會議の議

を経るのである、しかしてさらにそれが  
よりも大掛りなものは國會が直接に議  
決をする、といふ三段構えにいたしまし  
て、實際の都合のいふようにしたわけ  
であります、こういふふうになつて  
行きますと、この内容といたしまし  
て、今仰せになりましたような、不動  
産を獻納するといふことがあり得る  
か、或は不動産を賜與せられることが  
あり得るか、といふような問題が出て來  
ますが、理論としてはそれがないとは  
言えませんが、恐らく現在の行き道で  
はそういう場面は出て來ない、少くとも  
も現段階におきましてはそういう姿は  
ないかと存じますけれども、理論から  
申しますと、不動産も動産もともに財  
産でありますから、この中に含まれ  
ると考えていいと存じております、そ  
こでなおこの實行方法は、この皇室經  
濟法がきめておるのでありますから、ど  
ういうような程度において、特別な手  
續と面倒な手續なく、國民から獻納し  
また皇室から御賜與になり得るかとい  
うような所は、金額の妥當性をはかり  
まして、當識的に、このくらいの所は  
自由にできてもよからう、このくらい  
の所へ行けば少しく中間の制限すなわ  
ち皇室經濟會の制限を加えるがよから  
う、それから先は一々國會の議に付せ  
なければならぬといふ所の見分けをい  
たしまするのが、この經濟法が豫定い  
たしております所の別に法律をもつ  
て定める金額といふ所でありますと思つ  
ております、その時に、別に法律をも  
つて定める金額はどのくらいにするか  
という問題が残つて來まして、私ども  
の方ではあらかじめ見當はつけておりま  
すけれども、しかしこれとてもそろま  
だ簡単にはきめかねますので、この

○森(三)委員 詳細な御説明がありますが、經濟法が法律として議會の御協賛を經ました後におきまして、正確なるものを作り出したいと考えております、さうな次第であります。また後におきまして、正確なるものを生み出したいと考えております、さうな次第であります。したが、だいたい金森さんも不動産が譲り渡されることはなかろうという意味で仰しやつてある反面、理論的には財産には不動産も動産も加わるというふうに御説明になつてある、所でそろした場合に、皇室財産がすべて國有に歸屬すると言つておきながら、この憲法の第八條では國會の議決に基づかなければならぬとなつておりますが、この皇室經濟法の第二條では、左のものは、一定金額を超えない財産は一々國會の議決を経るということは手數がかかるから、それはしないでもよい、こらいちふらになつてゐるわけです、實際において一々皇族が本を三冊買われたから、五冊買われたからといつて、國會の議決を経て手數がかかるこの御説明は御尤もであります、しかし、そういうことは考えたくないですが、一定の價額を超えないということ、その一定の價額は、われへゝ聞く所によると五千圓という話もあり、五萬圓という話もありますが、五千圓しても五萬圓にしても、それをたび／＼お求めになつて行けば厖大なものになります。しかし、そういうことは想像したくないのですが、皇室經濟法の第二條の規定を利用して、この制限を置いてありますと、理論的に利用といつては語弊がありますが、ここに一つの缺陷が生まれて来るようになります。思ひますと、五萬圓以内のものならば國會の議決を経なくていい、そろす

たび／國會の議決を経なければならぬ、そうすると百萬圓のものもそれを二十二回に買えば一々國會の議決を経なくてよいといふ。國會の議決を経なくてよいようになる、まとめて買えば國會の議決を経なければならぬけれども、それを少數に分割して買えば國會の議決を経なくてよいといふ。うな拔道——言葉に語弊がありましてもうが、そういうようなこともちよと考えられないのではないかと思うのですが、如何でしようか。

○金森國務大臣 皇室がものをお買いになりますれば、その代價が皇室外に出て行くわけでありまして、つまり普通の經濟的な取引によつて資産が動きますものは、これは特別に制限を加える必要は事實上ないと思つております、もしそれが不正な方法、つまり賣買等の形をとつて、事實賣買でないような贈與の行爲が行われますと、これはよくないと思ひますけれども、普通の場合によつて取引が行われますことは別に考えるだけの重さはないと思つております、經濟法の第二條の中の、相當の對價による賣買等通常の私的經濟行爲に係る場合は國會の議決はいらぬ、こういうふうにしてあります、この點はお疑いを受ける餘地はなからうと思つております。

第二の點といたしましてたとえば一定の金額以下は自由である、こうしたをしておきました時にその條項を利用いたしましてたとえば三萬圓のものを毎日一件ずつ獻納するとかいうことがありますと、非常に不自然なことになりますと、非常に不自然なことになりますと、非常に不自然なことになりますかと思います、それから、またそういうふうな方法をとりませんで、たとえば五人の人が組になりまして、甲の人も

三萬圓、乙の人も三萬圓、丙の人も三萬圓、こういうふうにいたしますと、そこにまた規定の濫用ということも起り得ると思うわけがありますが、さよならな點まで心配することがいゝかどうか、或はまた世間でよく噂をされておりましたように、日本國民がおののく一圓ずつ獻納するということになりますと、それが大きな金額になるのであります、そういうことにつきまして、恐らく日本國民がさような非常識なことをするとは思いませんけれども、しかし憲法第八條がそこまで徹底的な態度をとりましたために、それには合わせる方法を考えておくことは必要だらうと思つております、その點を考慮して經濟法の第二條第二項においてまして、想像し得べき最も包括的な工夫によりまして、全然そういう疑の起る餘地のないようにしてあるわけであります、第二條の第二項を御覽になりますと、たとえば今お話の五萬圓なら五萬圓といふような方法を防ぎますために、第二項にそういうものは一年間を通算するということになつておりますから、その途はなくなります、それから人が顔を違えまして、結果において似たような行動が行われまするような場合は第三項の方に一つの豫想がありまして、一定の金額にそれが合算して達しますれば、その後はこういう辨法は適用がないというふうにしておりますので、いかなる角度から見ましても、疑惑の餘地は起りませんし、どつちかと申しますと、これはどうもあまりに過ぎたのじやないかとみずからを責める感じもするようなふうに規定してあるわけです



すけれども、宮様にそういうこともおきにならないと思いますから、根本的になるべくそういうお差支えのないようへ御結婚の後にお手許があまり御不自由でないようという思し召しへ、このことをおきめになつていただきたい、ということを、私の希望として申し上げます。

○樋貝委員長 川野芳滿君

○川野委員 私の質問は、實は今日質問の順番が廻つて來るとは考えておりませんので、政府委員の出席をお願いしておきませんかたので、實は金森國務相では御無理ではないかとも考えるのでござりまするが、しかしお答えのできる範圍において、お尋ね申し上げてみたいと思うのであります。

先般宮城内の拜觀を許されまして、拜觀いたしたのであります。陛下のおすまいの御上殿が戰災のために焼けましたことは皆様御承知の通りであります、しかし國民といたしましては、國家の象徴であらせられる陛下の御上殿が一日も早く復舊するということを冀うておる、いろいろ觀點からいたしまして、政府におきましては、この御上殿の復舊の御計畫があるか否かといふことをまずお尋ねしてみたいと思ひます。

○金森國務大臣 この憲法の建前といふましても、皇室の財産は國へ移る、こういうことになつておりますが、逆に今度は、今後天皇が國の象徴としてお用いになるのは、國の方からこの設備をしなければならぬということになるのは當然であります、從つて陛下の國務をお執りになる部面、それからまたそれに関連をして、私と公けと

の混同じておる部面も實はあるのであります。外國の使臣を引見せられるといふ場合におきましては、結局各方面の絡み合つておる場面もありまして、そういう面につきまして、今仰せになりましたように、御宮殿等がまずないといつていゝ姿になつております。それで、宮内省の一部分をこれに利用せられておるということは、實を言ひば洵に申し譯ないといふうた意味が多分にあると存じております。それに對しましては漸次しかるべき方法を講じなければならぬことはもとよりでござりますけれども、しかいろ／＼の面を考えまして、まだ政府といたしましてはそれについて確たる方針を立てておりません、これは政府が怠慢をしておる、こういふ理由ではなくて、四國の情勢を綜合的に考えまして、ますいいろいろな角度からふさわしき順序をとつて行こう、こういふふうに考えておりますから、仰せになりました點はよく拜承しておきまして、將來の方針を立てる時に用いたいと存じております。

○川野委員 私は九月でございましたか、實は一度拜覲を許されまして、宮城内を拜覲したことがあつたのでありますて、當時御上殿が焼失いたしました所を拜覲いたしました、その後九月議會が済みましたので、實は歸りましたまして、當時御上殿が焼失いたしました所を拜覲いたしましたので、所が縣民の意向をいたしまして、陛下の御上殿が焼けておるならば、もしその建築に際しては材木等は獻上する、こういふよくな興論が非常に強いのであります、この輿論といふものにおそらく宮崎県だけではない、日本全國におきまでもこうい

う輿論が私はあるかと考えるのでありまするが故に、少くとも政府におかれでは、陛下の御上殿の御造営の御計畫等を立てられ、そしてその御計畫等を天下に御發表に相なるならば、私は喜んで國民はその御造営にお用いになる所の材木等も獻上するものと考えるのであります、それで一日も早くそぞらいう御計畫を立てられんことを、私はこゝに希望といたしまして申し上げておきたいのであります。

なほ第二條によりまして、一定價格を超えない財產の授受は行われるといふことが規定にありますするが、これは獻上品等におきましては、この條項によりまして陛下はお受けになる、こういふことになつておるかと考えるのであります。が、しかし先般栃木縣でございましたか、栃木縣の農業會の方々が自分のつくりた米を集めまして、陛下に獻上いたしたのであります、所が陛下におかれましては、新聞紙の傳うる所によりますると、三合でございましたが、三合だけをお受けになつて、あとをお返しになつたといふようないな記事を私は拜見いたしたのでありまするが、これは授受は今度の經濟法による事となることをできるかと私は考えるのであります。が、しかる國民といたしましては、從來もございましたが、自分のつくりたもの等を陛下に獻上するといふことは無上の先榮である、また篤農家におきましては、陛下に獻上するためにつくつておる、こういうよろんな篤農家も全國にあるのであります、そうちうよろんな觀點からいたしまして、折角自分が精神をこめてつくつたお供

出量は全部供出いたしまして、そうして自分に與えられた飯米の範囲内において陛下に獻上したその米を、陛下はお受けにならせずしてお返しになつた、こういうことに相なりますと、折角國民の象徴いたしまして、心の奥より陛下をお慕い申し上げておるその心の繋りに、私は一時のひびが入るるといふ規定を一つ政府においては設けてはどうかと私は考えるのであります、これが内規等によりまして、或る部分の獻上されたものは陛下がお受けにならぬかとも考えるのであります、それで、これが内規等の規定を設けられる御意思があるかどうか、この點を伺つておきたいのであります。

かねますが、御趣意はよく諒承して實行の方向にそれを用いたいと存じております

○川野委員 新聞紙上等に現われておられまする輿論の動向と申しますか、さういふ動向から推しますると、いろいろ陛下に對しましても御窮屈なる要望をいたしておる向きもあるのであります。しかし私の見た全國民の意識といたしましては、私は獻上品等は遠慮なくとつて貰いたい、また獻上品等を陛下に差し上げて、そうして自分で働きがいがある、こういうことを自覺いたしておる國民の多數あることを私は承知いたしておるのであります。それで政府におきましても、新憲法實施に當りますては、こういう聲の實に對する質問は御無理かと思うのであります。實は承りますて、東京都の都市計畫によりまして、宮城内を道路が通るということを、金森國務相に對する質問は御無理かと思うのであります。實は承つたのであります。いろいろ御計畫がござりますかどうか、いろいろ點をお尋ねいたしたいと思ひます。

○金森國務大臣 お尋ねの點は私はその方のことには關係がないものでありますからよく存じませんので、いづれとも御答え申し上げかねます。

○川野委員 それではこれはまたの機会に質問することにいたします、なお御料財産の問題でござりますが、御料財産のうち、特に御料林について少し申上げたいと思うのであります、先般の御説明によりますと、御料林等も國有林のうちに包含いたしまして、そ

Copyright © 2018 by Pearson Education, Inc.

な御答申もあつたのであります、今 日全國の森林を調べてみますと、まことに莫大なる國有林があるのでありますと、私の國の宮崎縣を調べてみますと、ほとんどの森林の九割といふものが國有林であるのであります、その國有林の拂下げ等につきまして、なか／＼實現がむづかしい、かゝる際に、この莫大の御料林を國有林の中に包含されまして、いろいろ適當に御處分されることに相なりました、實際問題をいたしましては、その處分といふものは不可能であるかと私は考えるのであります、しかるに現下のわが國の情勢を考えてみますと、そういう事情でございます、少くともこういう實情を考えられて、御料林のある部分を、この際一つ國有財産に移譲される機會に、これを國民に拂下げたならば、非常に私は時期に適した處置であり、また國民も喜ぶことと考えるのであります、かゝる事柄に對して、政府の御所見をお伺いいたしたいと思ふのであります。

○金森國務大臣 事柄が農林省の所管に屬しますために、私からお答えを申し上げることは、權限を越えるといふものが承知いたしておりますのであるが、森林に關しまする行政は、各方面からのお研究を要するといふ立場から、

保存を要する部分的なわち要存置林といふものを國土保安の見地と、それから國の資源を保全する見地、この兩方面から觀察して研究をしております、そしてそれによつて漸次實行して行く、こういふ態度になつておると聞き及んでおります、そいふことが原理としては私は正しいと思つております、ただ實行の面におきまして甚だ進行が遅くて、恐らくは御趣旨に合つていないといふ所からの今の御言葉であろうと思つておりますけれども、その點は國の再建の場合でありますのが故に、最大の努力をして、早くすべてのものを運ばして行くことが當然と考えておりますが、して、實行の面のことは存じませんが、さような考え方をもつております、御趣旨のある所は一つ農林大臣によく通じておきたいと存じております。

であります、そこで今日民主主義の觀點からいたしますならば、少くともこの議長だけは、民間側に譲るべきであると考えるのであります、少くとも衆議院議長をもつてこの皇室經濟會議の議長にすることが適當であると私は考えるものであります、これに對する御意見をお伺いする次第であります。

○金森國務大臣　お尋ねの點はいろいろの觀點から考えて見なければなりませんが、今までの總理大臣と今後の總理大臣とは全然——實際において全然ともいうべき程度に姿が變つて行くと思つております、今までの總理大臣は、なんといつても官僚的と外から見らるゝ形でありますけれども、今後は憲法の改正の趣旨によりまして國會においてこれを指名するということになり、國會に對して全責任を負うという立場になつておりますために、總理大臣の行動が國民の意見と反するという疑惑は、不自然であるうと考えております、そこでこの會議を開きまする時には、議長といふものは、ほんとうは一面から申しますると、權能が少いものであります、兩方を裁くものであつて、自分は積極的に意見を述べられません、まず意見を述べる人は、議長でない、すなわち衆議院、參議院の議長、副議長が意見を述べられて、最後に問題がどつちかにころぶという時に、國民の方面をも強く代表し、しかもそれを少し離れた所にある者がこれを解決するということが、割合の實際的ではないかと私どもは考えております、そういう趣旨でこの案はできているわけであります。

が、金森國務大臣に對する質問はこれで打切ります。

○権員委員長 久芳庄二郎君  
○久芳委員 先般の本會議で金森國務相から、いわゆる委任立法のよくなことは、なるべくやめたいといふ私の質問に對する御答辯がありました。が、まだ納得が参りませんので、まずこれをお伺いしたいと思うのであります。從來は御承知のように法律があり、その施行令があり、またそれに對する施行細則があるというよくなふうに、實行の面は他の規則に譲つていることが澤山あるのです。が、こういうことはなるべく避けて、できれば本の法律一つで臨みたいものと考えるのであります。しかし從來簡便な方法がありまして、勅令というものがあつたものですから、割合簡単にこういう補助立法ができるおつたのであります。今後はすべて國會でやる、こういうような點もありますので、さらにその必要を感じておるわけであります。本法案を見ますと、先般本會議で指摘いたしましたように、法律で定める一定額といふものが二條にも四條にもある、六條には別に法律で定める定額、こんなのがいろ／＼とありますし、これをむしるこの皇室經濟法で直接にきめてしまつておいた方がいゝのじやないか、それならば一本で解決できるじやないか、何故に今これをわざ／＼他の法律に譲り、別の法律をつくつてそれに譲らうとするのであるかといふ點であります。これについては先ほどからお話をしがありました。が、第三條の第一項に別に法律で定めるといふことの意見については、ほんとうにこれは含みであるというわけでお話しがありました

が、研究がまだ中々むずかしいといふ點もあるだらうと思いますけれども、しかしながらいすれこれは來年の五月三日からは實際に行わなければならぬ、それでなお非常に變更があるといふ御議論もあるでありますけれども、いかし變動があつて變更する場合にも、法律であるからやることはやらなければならぬ、手續の煩瑣ということは同様のことであります、それでいづれ來議會には今のこゝに伏せてある所の一定額といふものも全身を靈星しなければならぬ、もし今日あまり變動がひどいからと、いうことになれば、むろこの法案全體を來議會に廻しても、この伏せた文字をはつきりしておいて、一本にすべきではないか、これは別の法律できておいて、また變更する時でも、やはり國會にかけなければならぬ、手續は同様なのであります、法律であるからやはり國會を通らなければならぬ、かのように考えられてならぬのであります、それがどうして他の法律によらなければならぬといふ、その理由をまずお聽きしたいのであります

Page 1 of 1

ん、殊に仰せになりましたように、從來は命令に委せるということになります。さればそこに簡便法が生れて來ますけれども、國會の議を經ることになります。されば同じことであります、なお今までのありようを申しますと、議會に法律を出しますと、ついその法律全體の他の部分をもいちられるということもありまして、部分を直すために全部に影響があるというのは面倒だ、これは私の考え方ではありませんが、試みに一面の官僚思想を代表していえば、さういうことにもなるのであります、それでなるべくばら／＼にしておいて、問題の範圍を狭くするというような考え方もあり得たかと存じます、しかし憲法が改正せられて参りますれば、國會の地位というものは非常に高まるのであり、自由自在に國會において發言し、立法せられるわけでありますから、左様な考えの成立する餘地もありません、今回現はれておるのは全く純粹の便宜の問題から来ております、その便宜の一つは、今申しましたように、金額は比較的よく變るものであります、しかもその金額がこゝにいくつもある、こう仰せになつておりますけれども、いくつも法律をもつてきめますけれども、さういうことは別々の法律で出るということも豫想しておりますが、多分一つの法律でてきて来ると思つております、原則法とその中で變更する部分を二つに切離したということでありますから、もし便宜といふことが他面において考えられますならば、そのくらいに法律を二つに分けましても十分筋が通り、その方がよいかと思つております、たとえば關稅法といふものがありながら、稅率は別の法

律でできておるという考え方でありますことは、現在の場面においては金額を入れますことについては相當考慮しなければならぬ他の部分がありまして、先づ原則をはつきりきめまして、それからそれに基づいて、第二に金額の面においてあちらこちらに何らの支障の起らないようなきめ方をして行かなければならぬと考えております、この見地から二段に分けておく方が都合がよいのであります、また金額を盛込んだものをこの次ぎの通常會に出せばよいといふのも一つの意見でありますけれども、何しろこれに應ずるいろいろの他に伴う順序がありまして、なか／＼さういうふうにいたしますと、事によると憲法の實施に手をつけなければなりませんし、そこでいろいろのことを考慮した結果、かように二つに分けたわけでありまして、一わお許し願いたいと思つております

りません、私共はかような金額をでき  
得る限り御不足のないよう計上しな  
ければならぬと思つておりますがしか  
し他面におきましてそれは國民の負擔  
にもなることであり、他の均衡等も考  
えなければなりませんので、答を正  
確に出示しまするためにはよほど注意を  
しなければならぬと存じております。  
たゞ宮内省關係者等の意見を綜合し  
て、一體どのくらい計上するのがよい  
のであらうかという點につきましては、  
若干の考え方をもつておるのであ  
りますが、それはだいたい現在使用さ  
れておりまするような経費を本にいた  
しまして、その中から省けるものを思  
い切つて省いて行く、かような建前で  
進むのであります。現在皇室の豫算  
は相當に大きいのであります。私共  
昭和二十一年度の皇室の會計といふも  
のを伺つておりますと、皇室の會計は  
國の會計と違いまして隨時動いて行く  
豫算でありますから、國の豫算のよう  
に一遍きめたらそれで固定するという  
のではなくて、一年中ぐるぐる動いて  
おるような豫算であります。それが  
二十一年度の皇室豫算では通常會計の  
歳出が五千九百萬圓といふような數字  
になつてゐるのであります。林野局の  
方の會計、學習院の方の會計、女子學  
習院の方の會計といふようなものは別  
問題であります。一般の會計は五千九  
百萬圓といふことになつておるのであ  
ります。これらはいろ／＼な方面から  
縮小し得べきものゝようございまし  
て、これも宮内省側の細かい陳述がな  
いとはつきりした計算も立ちませんけ  
れども、今の所では宮内府の豫算をも  
含めて二千萬圓くらいというような意  
見が一つ存在しておるわけであります。

す、そう申しますと、こゝにありまする内廷費、宮廷費、皇族費の三つと、そのほかに宮内府、つまりこれは國の官廳の豫算であります、それを合わせまして、そのくらいといふような意見が一つ述べられております、いずれにいたしましても、今後とも深く研究をしなければならぬこと、存じております。

○久芳委員 第三に伺いたいと思うことは、これは私の研究が足らなかつたと思ひますが第四條の三項と四項であります、内廷費の定額は法律できめられるのでありますから、その定額の變更は法律の改正によらなければならぬわけであります、そうすると第三項は當然のことであり第四項は報告だけでは、いけないのではないか、内閣は經濟會議は、第一項の定額について、改正法律案を國會に提出しなければならぬのじやないか、こういふに解釋するのであります、第三項は「皇室變更の必要があると認めるときは、これに關する意見を内閣に提出しなければならない」とあります、これは必要ないようく感ぜられるのであります、第四項の「前項の意見の提出があつたときは、内閣は、その内容となるべく速かに國會に報告しなければならない」とあります、報告でなく、改正法律案の提出でなければならぬ、こういふふうにちよつと解釋せられますので、申上げたわけであります。

○金森國務大臣 楽説御尤もと考えております、この内廷費は過日も本會議か何かで少し申し上げたかと存じておりますが、皇室の内部の御使用の金でありますから、皇室から金が不足だとか何とかいうことは、容易にお申し出でにならない可能性があると存じて

おります、そういたしますと、皇室では相當に御不自由でありながらも、國の方では知らないでおるというような傾きになりやすいのであります。たとえば現在の皇室費が四百五十萬圓にきまつたまゝで、世の中の經濟は非常に變更しておるに拘らず、そのまゝ増加していないということはやはりそういうような一つの心理的な事情があると存じております、それはよろしくないというので、この皇室經濟會議が常に注意をしておりまして、その過不足につきましてはちゃんと意見を立てて、そうしてしかるべき方面に申し出するというのが第四條の第三項の趣旨であります、でありますからその意見を内閣が受取りましたならば、内閣はその意見を本にいたしまして、自分の判断をきめなければならぬことにならうと思います、でありますから、多くの場合におきましては、經濟會議が變更の必要ありと言い出しましたときには、内閣もまたこれに應じて法律案を出すということは、普通の行き道としてはそうであらうと思うのであります、しかしその場合に内閣が何くわぬ顔をして――まあそういうことは絶対にないと思いますけれども、考え方をいたしましては、その變更の必要を耳に入れながら何もせずおるという恐れも、考えればあるわけであります、そこでそれではいけない、まず國會にこれを報告せよといふように二重になつてゐる、だから實際は政府で恐らく法律案を出す、そしてもう一つ用心のために國會に出して批判の機會を十分そこに與える、こういう考え方であります。

に簡単にもう一つ伺います、それは皇太神宮の御遷宮の問題であります。これは今度の憲法の改正で皇太神宮に關しては皇室の内廷のお祭りになるのではないかと思います、しかしながら

皇室としては、御先祖様に對し奉り、國としてではなく皇室として、皇太神宮の御遷宮を行わなければならぬし、また行うだらうと思いますが、御用材のごときは御料林に關係いたすのであります、木曾の御料林のごときは、明治天皇は特に深い御留意の下に、檜の御用材を育成しておいでになり、三十

年毎の御遷宮に備えるべき遠大な計畫を立てておいでになるのであります

が、こういうことがどうなるであろうか、私どもは大變深い關心を持つておりますので、お伺いしたのであります

す

○金森國務大臣　お説の點は、恐らく從來におきましては、木曾の御料林から来る木材が、皇太神宮の御遷宮の場合に大事な役割を務めたと、こういうふうに考えております、しかし今回の憲法の改正の結果といたしまして、神社に關しまする問題は全國の制度と別のことになりますので、そういうような面のことは、表向きの制度としては現わる餘地はないと考えております、實際どういうような風にして皇太神宮の建設に必要な材料等が調べられるかといふことは、實行面において解決せらるゝ外に途がないといふうに考えておりますので、私として實は御質疑に十分御満足を與えるような御返事ができない次第であります

○久芳委員　よろしうござります  
○樋井委員長　午後は本會議で決議案が上程せらるゝはずでありますから、

委員會の審査は休むことゝいたします、明日は午前十時から開會致します、質疑を繼續することにいたします、本日はこれにて散會いたします  
午後零時七分散會

〔昭和二十一年一月十日印刷〕

〔昭和二十一年一月十一日發行〕

衆議院事務局

印刷者 印 刷 局